

住宅の脱炭素化促進事業のうち
既存住宅の断熱リフォーム支援事業

055

事業内容

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

補助対象物

- ①トータル断熱
住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換
- ②居間だけ断熱
居間（主要居室）の全部の窓を改修
いずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に行う玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

補助率

既存戸建住宅：上限120万円/戸
既存集合住宅：上限15万円/戸
(玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸)

補助対象者

住宅取得者等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 0570-028-341
北海道環境局 地域脱炭素創生室 011-299-2460

